

進路だより

決める力・見る 聴く 感じる力・伝える力
つなげる力・やる気 元気
発行日：第2号 令和5年 12月 22日

今年の2学期は、夏の猛暑からスタートし、9月以降も気温が高い日が続きました。そして12月。校舎周りは雪景色となりました。2学期が今日で終わり、明日からは冬休みがスタートします。卒業学年は、残りの学校生活と卒業後の生活をイメージしながらの日々になることと思います。体調に気を付け、楽しい冬休みをお過ごしください。

福祉情報について

札幌市のホームページでは、様々な福祉に関する情報が提供されています。市内の障害福祉サービス事業者一覧や、移動支援事業者、グループホーム、放課後等デイサービス、入所施設等の一覧をエクセルで検索したり、パンフレットをダウンロードしたりと手軽に情報を得ることができます。また、元気サーチやWAM NETを利用し、知りたい、探したい事業所を検索することができます。沢山の情報を得られるメリットがある一方、情報過多による混乱や迷い、時間のロス等のデメリットもあると思われます。まずは、身近な所からスタートし、担任や進路担当者に相談したり、地域の相談室の活用をしたりすることをお勧めします。そして、本人・保護者が実際に事業所の見学をする際には、作業内容、スタッフの関わり方、利用者の人数、事業所の雰囲気、送迎・入浴サービスのありなし等を確認していただければと思います。

長期休業中は、卒業学年以外の児童・生徒も事業所見学に出掛けるチャンスです。普段から気になっている事業所がありましたら、担任や各学部の進路担当者までご連絡ください。また、進路に関するご相談についてもお気軽に問い合わせください。



進路に関わる学習

○中学部の取り組み

中学部では「ようこそ先輩」という学習に取り組みました。この学習は、本校の卒業生あるいは在籍していた方をゲストティーチャーとして学校にお招きし、卒業後の進路を考えるきっかけにするというものです。今年度は3名の方に来校していただきました。先輩方が学生時代に経験したことや学んだこと等の貴重なお話をしてくださったり、実際に取り組んでいる作業と一緒に体験したりしました。

その他にも、中1では「高等部見学」、中2では「高等部体験」など、高等部進学後のイメージを膨らませる学習に取り組んでいます。



○高等部の取り組み

生活体験実習は、1学年は1回、2学年は2回、3学年は卒業後の事業所利用を見据えて、必要回数の実習に取り組みます。事前に自分が体験する事業所について学習した後、指導者と一緒に事業所で作業やレクリエーションに取り組みます。実習先では、事業所の職員のみならず先輩からも関わりがあり、普段の学校生活とは違った環境の中で活動することで、卒業後のイメージを膨らませることができました。

○訪問学級の取り組み

11月15日、訪問学級では初の試みとなる「訪問学級ようこそ先輩」を行いました。講師として、今年の3月に高等部訪問学級を卒業した生徒の保護者に来校していただきました。集団学習と平行して行い、児童生徒が会議室の半分を使い学習をしている間に、もう半分のスペースを使って行い、進路先決定までの過程や卒業後のご本人や家族の生活の変化、事業所と学校との違いなどについて、講師からお話ししていただきました。また、参加者のみなさんからも質問をいただいたくなど、実りの多い時間となりました。次年度以降も継続して行っていきたいと思っています。



事業所案内

社会福祉法人 **楡の会**

◎こどもクリニック、児童発達支援、成人活動支援、訪問支援事業、相談支援事業等

○生活介護「おおぞら」

○手工芸やレクリエーション、外出行事等

○入浴サービス・送迎サービス有り

住所: 札幌市厚別区厚別町下野幌 49 番地 tel.011-898-3929



○生活介護「あけぼの」

○和紙染めなどの創作活動や生ピアノ演奏による音楽活動等

○入浴サービス・送迎サービス有り

住所: 札幌市南区澄川 5 条 10 丁目 3-23 tel.011-206-4431



○生活介護「ひまわり」

○紙すき作業、軽作業、レクリエーション等

○地域生活支援センター「えすと」内

住所: 札幌市厚別区厚別東 3 条 7 丁目 21 番 7 号 tel.011-375-1220



生活介護事業所 **びいこねくと** (新規事業所)

○2023 年 8 月開所

○生活介護フロア: 作業的な活動やレクリエーション

○重心フロア: 身体のケア、レクリエーション

○入浴サービス・送迎サービス有り

住所: 札幌市南区澄川 3 条 1 丁目 1 3-1 tel.011-376-1645 ※R6.1 より放課後等デイサービス開始予定



卒業にむけての補装具の修理や作製について

卒業後の生活を見据え、多くの生徒が高校 2～3 年生にかけて車いすや座位保持装置、下肢装具などを新調して卒業を迎えます。制度を利用して補装具の支給申請をした場合、18 歳以上では、医師の診断及び意見書の他に専門機関等（更正相談所）での必要性についての判定が必要になり手続きがスムーズに進まないこともあるため、本校では 18 歳未満での申請をご提案しています。

高等部 1 階廊下掲示板の様子です。高等部以外の保護者の皆様も、ぜひご覧ください。

